

# 四半期報告書

(第147期第3四半期)

三菱製紙株式会社



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【役員の状況】 .....	11
第4 【経理の状況】 .....	12
1 【四半期連結財務諸表】 .....	13
2 【その他】 .....	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	24

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月14日

**【四半期会計期間】** 第147期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

**【会社名】** 三菱製紙株式会社

**【英訳名】** Mitsubishi Paper Mills Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木 邦 夫

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

**【電話番号】** (03)3213-3762(直通)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経理部長 首 藤 正 樹

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

**【電話番号】** (03)3213-3762(直通)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経理部長 首 藤 正 樹

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第3四半期 連結累計期間	第147期 第3四半期 連結累計期間	第146期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (百万円)	160,269	142,039	210,846
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,564	△882	2,116
四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△907	△3,723	△14,497
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△2,722	△6,720	△16,448
純資産額 (百万円)	65,878	45,389	52,117
総資産額 (百万円)	274,143	270,517	248,506
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△2.65	△10.89	△42.39
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.8	15.9	19.7

回次	第146期 第3四半期 連結会計期間	第147期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.05	3.73

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第146期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動においては、第1四半期連結会計期間より重要性が増した菱工株式会社を、当第3四半期連結会計期間より新たに連結子会社となったK J特殊紙株式会社を連結の範囲に含めております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の当社グループを取り巻く環境は、東日本大震災の影響と急激な円高の進行により依然として厳しいまま推移いたしました。このような状況下、復興計画に基づき早期復興に注力し、大津波により甚大な被害を受けた八戸工場は昨年5月24日から順次操業を開始し、11月中旬には全ての生産設備（抄紙機7台と塗抹機3台）が復旧いたしました。これにより生産量は震災前の水準に回復いたしました。

紙・パルプ事業につきましては、八戸工場の被災による操業度低下の影響が大きく、印刷用紙・情報用紙の販売数量・金額は大幅に減少いたしました。イメージング&ディベロップメント（I&D）事業につきましては、写真用原紙・印画紙では新興国を中心に拡販に努め、販売数量・金額は増加いたしました。また、機能材料では海外向け拡販や新規開発商品の市場投入により、販売金額が増加いたしました。一方、インクジェット用紙は震災や円高等の影響により、印刷製版材料は主力市場である欧米の景気低迷と円高の影響を受け、それぞれ販売数量・金額は減少いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は1,420億3千9百万円（前年同四半期比11.4%減）となりました。損益面では、固定費削減等のコストダウン効果による増益要因がありましたが、震災の影響による紙の販売数量減少等の影響が大きく、連結経常損失は8億8千2百万円となり、前年同四半期に比べ24億4千7百万円減少いたしました。また、昨年10月1日付でKJ特殊紙株式会社を子会社化したことに伴い、特別利益（負ののれん発生益）及び繰延税金資産の計上による法人税等調整額の減少がありましたが、震災による災害損失の特別損失への計上等により37億2千3百万円の連結四半期純損失となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ○紙・パルプ事業

主力製品である印刷・情報用紙につきましては、震災により八戸工場が操業停止となり、その後順次マシンを立ち上げ11月には全面復旧いたしました。販売数量・金額とも大幅に減少いたしました。

パルプにつきましては、販売数量・金額とも減少いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の紙・パルプ事業の売上高は1,139億3千7百万円となり、前年同四半期に比べ195億8千4百万円減少し、営業損失は6億5千4百万円と、前年同四半期に比べ30億7千万円減少いたしました。

#### ○イメージング&ディベロップメント（I&D）事業

写真用原紙・印画紙につきましては、世界的な需要減少傾向の中、需要が旺盛な新興国市場を中心に拡販に努め、販売数量・金額とも増加いたしました。

印刷製版材料につきましては、環境配慮型のCTP（コンピュータ・トゥ・プレート）印刷版を中心に拡販に注力いたしました。主力市場である欧米の景気低迷と円高の影響を補いきれず、販売数量・金額とも減少いたしました。

インクジェット用紙につきましては、アジアを始めとする新興国並びに欧州向けの拡販に努めましたが、震災や円高等の影響を受け、販売数量・金額とも減少いたしました。

機能材料につきましては、空気清浄機用フィルターの海外展開が順調に推移するとともに、乗用車エアコン用キャビンフィルターの新商品も順調に立ち上がり、販売金額は増加いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間のイメージング&ディベロップメント事業の売上高は363億5千6百万円となり、前年同四半期に比べ6億9千6百万円減少し、営業利益は3億3千2百万円と、前年同四半期に比べ3億2千5百万円増加いたしました。

#### ○その他

その他につきましては、工務関連子会社の売上増加等により、当第3四半期連結累計期間の売上高は148億8千1百万円となり、前年同四半期に比べ12億1千1百万円増加し、営業利益は4億8千1百万円と、前年同四半期に比べ1億6千7百万円増加いたしました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は、受取手形及び売掛金、震災復興による有形固定資産等の増加により前連結会計年度末に比べ220億1千万円増加し、2,705億1千7百万円となりました。

負債は、災害損失引当金等の減少があったものの、支払手形及び買掛金、有利子負債等の増加により前連結会計年度末に比べ287億3千8百万円増加し、2,251億2千7百万円となりました。

純資産は、利益剰余金、その他有価証券評価差額金等の減少により、前連結会計年度末に比べ67億2千7百万円減少し、453億8千9百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ3.8ポイント減少し、15.9%となりました。



### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

#### [第1次中期経営計画について]

上期は東日本大震災からの復興に向け、全社を挙げて八戸工場の早期全面復興と足元の損失極小化に取り組んでまいりました。当下期からは第1次中期経営計画を開始し、その中で「洋紙事業の復興」と「成長に向けての収益基盤強化」を基本方針としております。

第1次中期経営計画による3年半は、

フェーズ1（平成24年3月期下期～平成25年3月期：1年半）：『復興』

フェーズ2（平成26年3月期～平成27年3月期：2年）：『成長に向けての収益基盤強化』

の2つの期間を設定いたしました。

フェーズ1は、八戸工場の早期全面復興を中心に洋紙事業の販売復興の期間として、またフェーズ2は、財務基盤の強化・収益力確保と機能材事業等の成長分野への資源投入の土台作りを中心に、成長に向けての収益基盤強化の期間として位置づけ、平成28年3月期以降の成長分野強化を図る第2次経営計画につなげてまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### ○ 会社の支配に関する基本方針

##### ① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

##### ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「第1次中期経営計画」等を策定し全社を挙げて取り組んでおり、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を守ってまいります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取り組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に則り、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、旧プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

当社は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会の終結時をもって旧プランが期限を迎えるにあたり、その後の対応につき検討を重ねた結果、平成22年5月24日開催の取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）継続することを決議し、第145回定時株主総会において、継続について株主の皆様のご承認を頂きました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成22年5月24日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/20100524.pdf>）

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとしします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとしします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとしします。

## ハ、本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の法的権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は11億3千万円であります。

(5) 従業員数

① 連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数の著しい増減はありません。

② 提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、紙・パルプ事業の生産及び販売実績が著しく減少しております。

その内容等については「(1) 業績の状況」をご覧ください。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、確定した主要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

設備の新設

当社グループの震災復興のため、総額約160億円の設備投資を計画し、資金は借入金で調達いたします。

また上記のほか、洋紙仕上設備競争力強化をはかるため、総額約25億円の設備投資を計画し、資金は借入金で調達いたします。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,584,332	342,584,332	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	342,584,332	342,584,332	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日	—	342,584,332	—	32,756	—	19,682

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿により記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 527,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 312,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 340,278,000	340,278	—
単元未満株式	普通株式 1,467,332	—	—
発行済株式総数	342,584,332	—	—
総株主の議決権	—	340,278	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式108株及び兵庫クレー株式会社所有の相互保有株式500株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱製紙株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目4番2号	527,000	—	527,000	0.15
(相互保有株式) 兵庫クレー株式会社	兵庫県神崎郡神河町比 延48番地の1	312,000	—	312,000	0.09
計	—	839,000	—	839,000	0.24

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,878	10,111
受取手形及び売掛金	42,168	※3 52,307
商品及び製品	26,465	26,144
仕掛品	5,709	7,522
原材料及び貯蔵品	9,113	10,721
その他	5,594	5,289
貸倒引当金	△497	△363
流動資産合計	97,432	111,734
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	34,348	33,743
機械装置及び運搬具（純額）	58,526	65,579
土地	20,941	22,436
建設仮勘定	560	4,410
その他（純額）	3,415	3,319
有形固定資産合計	117,792	129,489
無形固定資産		
その他	583	501
無形固定資産合計	583	501
投資その他の資産		
投資有価証券	22,839	21,858
その他	10,336	7,861
貸倒引当金	△479	△928
投資その他の資産合計	32,697	28,791
固定資産合計	151,073	158,782
資産合計	248,506	270,517

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,960	※3 32,113
短期借入金	87,978	92,816
コマーシャル・ペーパー	1,000	—
1年内償還予定の社債	100	50
未払法人税等	227	241
災害損失引当金	7,439	228
その他	15,418	27,862
流動負債合計	133,124	153,312
固定負債		
社債	650	650
長期借入金	51,601	58,981
退職給付引当金	5,373	7,429
その他	5,639	4,753
固定負債合計	63,264	71,814
負債合計	196,389	225,127
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,756	32,756
資本剰余金	19,717	19,716
利益剰余金	△5,577	△9,278
自己株式	△136	△137
株主資本合計	46,758	43,056
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,794	△399
為替換算調整勘定	378	244
その他の包括利益累計額合計	2,173	△154
少数株主持分	3,185	2,487
純資産合計	52,117	45,389
負債純資産合計	248,506	270,517

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	160,269	142,039
売上原価	131,231	120,293
売上総利益	29,038	21,746
販売費及び一般管理費	26,322	21,759
営業利益又は営業損失(△)	2,715	△13
営業外収益		
受取利息	48	51
受取配当金	478	483
その他	1,041	871
営業外収益合計	1,568	1,405
営業外費用		
支払利息	1,787	1,686
為替差損	370	311
その他	562	277
営業外費用合計	2,719	2,274
経常利益又は経常損失(△)	1,564	△882
特別利益		
固定資産処分益	531	240
投資有価証券売却益	1,123	1
負ののれん発生益	—	849
受取保険金	133	1,851
退職給付信託一部返還に伴う影響額	—	2,106
その他	61	186
特別利益合計	1,849	5,234
特別損失		
固定資産処分損	256	172
投資有価証券売却損	1,760	32
投資有価証券評価損	141	615
特別退職金	216	158
適格退職年金制度終了損	—	3,217
災害による損失	—	5,023
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	684	—
その他	64	31
特別損失合計	3,124	9,251
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	289	△4,900
法人税等	919	△739
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△630	△4,160
少数株主利益又は少数株主損失(△)	276	△437
四半期純損失(△)	△907	△3,723

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△630	△4,160
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,664	△2,414
為替換算調整勘定	△374	△117
持分法適用会社に対する持分相当額	△53	△27
その他の包括利益合計	△2,091	△2,559
四半期包括利益	△2,722	△6,720
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,696	△6,051
少数株主に係る四半期包括利益	△25	△668

## 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 (1) 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した菱工株式会社及び当第3四半期連結会計期間より、新たに連結子会社となったK J 特殊紙株式会社を連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 26社

## 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(退職給付引当金) 当社は、退職給付信託として有価証券(株式)を所有しておりましたが、信託有価証券が退職給付債務に対して積立超過の状態となり、この状況が長期的に継続することが見込まれることから信託有価証券(株式)の一部について、平成23年7月29日に退職給付信託を解約いたしました。 これに伴い、当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、退職給付信託一部返還に伴う影響額2,106百万円を特別利益に計上しております。 また、当社は税制適格退職年金制度を採用しておりましたが、平成23年8月1日に退職金制度の変更を行い、税制適格年金制度の加入者部分を退職一時金制度に移行、受給権者部分を閉鎖型年金制度へと移行いたしました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 これにより当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、適格退職年金制度終了損3,217百万円を特別損失に計上しております。
(法人税率の変更等による影響について) 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、従来の40.7%から、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については35.6%に変更しております。 この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は456百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2百万円減少し、当第3四半期連結累計期間に計上する法人税等は458百万円増加しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

### 1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)	
従業員(財形住宅資金等)	1,652百万円	従業員(財形住宅資金等)	1,581百万円
フォレストアル・ティエラ・チレ ーナLtda.	956百万円	フォレストアル・ティエラ・チレ ーナLtda.	932百万円
その他 5件	500百万円	その他 4件	315百万円
合計	3,109百万円	合計	2,830百万円

### 2 債権流動化に伴う遡及義務

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
2,886百万円	838百万円

### ※3 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形	—	1,078百万円
支払手形	—	853百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	9,291百万円	6,813百万円
負ののれんの償却額	122百万円	134百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パルプ 事業	I & D事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	130,827	24,243	155,070	5,198	160,269	—	160,269
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,694	12,810	15,504	8,471	23,976	△23,976	—
計	133,522	37,053	170,575	13,670	184,245	△23,976	160,269
セグメント利益	2,415	7	2,422	314	2,736	△21	2,715

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△21百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△25百万円、セグメント間取引消去4百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	紙・パルプ 事業	I & D事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	111,340	24,893	136,234	5,805	142,039	0	142,039
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,596	11,463	14,059	9,076	23,136	△23,136	—
計	113,937	36,356	150,294	14,881	165,175	△23,136	142,039
セグメント利益又は 損失(△)	△654	332	△321	481	159	△173	△13

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△173百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△23百万円、セグメント間取引消去△149百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

「I & D事業」セグメントにおいて、当社は平成23年10月1日付けでK J特殊紙株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては841百万円であります。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表（企業結合等関係）」をご覧ください。



(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 K J 特殊紙株式会社

事業の内容 化学紙(化粧板原紙、含浸化粧シート、壁紙用裏打紙、テープ原紙他)の製造販売

②企業結合を行った主な理由

長い歴史の中で築き上げられたK J 特殊紙株式会社の高い技術力と当社の技術力・研究開発力を一体化し、化学紙事業及び当社の既存事業分野をさらに発展させ、そのシナジー効果を最大限発揮することでより大きな特殊紙事業として発展・拡大を図るためであります。

③企業結合日

平成23年10月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価としてK J 特殊紙株式会社の全株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年10月1日から平成23年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価

1,900百万円

(4) 発生した負ののれんの金額、発生原因

①発生した負ののれんの金額

841百万円

②発生原因

K J 特殊紙株式会社の純資産の時価が取得原価を上回ったためであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△2.65円	△10.89円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(△)(百万円)	△907	△3,723
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(百万円)	△907	△3,723
普通株式の期中平均株式数(株)	341,981,338	341,948,927

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
<p>(多額な資金の借入)</p> <p>当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を下記のとおり締結し、借入を実行いたしました。</p> <p>1. 資金用途 八戸工場復興資金等</p> <p>2. 借入先 株式会社三菱東京UFJ銀行ほか23社</p> <p>3. 契約締結日 平成24年1月26日</p> <p>4. 借入実行日 平成24年1月31日から平成24年11月30日までの分割実行</p> <p>5. 借入金額 33,000百万円</p> <p>6. 借入期間 5～7年</p> <p>7. 担保提供資産 八戸工場財団</p> <p>8. 財務制限条項</p> <p>①各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の株主資本の合計金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の株主資本の合計金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。</p> <p>②各年度の決算期にかかる連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。</p>

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月14日

三菱製紙株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	尾	忠	彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北	澄	和	也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐	澤	正	幸	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【会社名】	三菱製紙株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Paper Mills Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 邦 夫
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木邦夫は、当社の第147期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。